

海外経済要録

国際機関

◇第48回OPEC総会、原油価格引上げ等を決定

12月15～17日カタールの首都ドーハで開催された第48回OPEC(石油輸出国機構)総会(加盟13か国の代表が参加)は、来年1月1日以降の原油価格引上げ等を決定した。

(1) 今次決定の概要

イ. サウジアラビアとアラブ首長国連邦を除くOPEC加盟11か国は、77年1月1日以降6月30日まで基準原油(アラビアン・ライト)価格を現行のバーレル当り11.51ドルから12.70ドルへ1.19ドル引上げ(値上げ率10.3%)、さらに7月1日以降13.30ドルへ0.60ドル再引上げ(同4.7%)を行い、この原油価格引上げ額をすべての油種に適用する。

ロ. サウジアラビアとアラブ首長国連邦は、来年1月1日以降基準原油価格を5%引上げる(ヤマニ石油相は、世界経済が力強く回復しない限り77年一杯凍結する旨表明)。

ハ. 昨年12月にOPEC全加盟国の参加により設立された「特別援助基金」(50年12月号「要録」参照)の資金規模を8億ドル増額する。

ニ. 次回定例総会は、77年7月12日に開催する。

なお、上記値上げ幅をOPEC諸国全体の産油量(76年1月～10月)実績で加重平均してみると、77年前半は現行価格比8.5%、後半は同11.9%の値上げ率となる。

(2) 背景等

今次総会の冒頭で、サウジアラビアが来年1月以降6ヵ月間の価格凍結を打上げたのに対し、国内開発の急推進を主因に外貨事情の悪化に悩む大多数のOPEC諸国がこれに強く反発、会議は最後まで紛糾した。結局、値上げを一本化するまでにはいたらず、これまで全会一致方式をとってきたOPECとしては異例の決定を行った。

なお、こうした2本立て価格が実施された場合、OPEC原油価格は、市場の需給関係からいずれ5～10%の値上げ幅の間で一本化されるとの見方が有力となっているが、どの線に取れんするかは、OPEC最大の産油国サウジアラビア(公表生産能力は日産約120万バーレル)の増産いかにかかっているとみられて

いる。

米州諸国

◇米国連邦準備制度理事会、支払準備率の一部を引下げ
連邦準備制度理事会は12月17日、加盟銀行の要求払預金に対する支払準備率を預金残高に依り0.25～0.5%引下げることとし、12月30日～1月5日の準備積立て(対象預金の計算期間は12月16日～22日)から実施する旨発表した。

今回の措置について同理事会では、「銀行信用の増加をねらったもの」であり、「本措置によって約5.5億ドルの準備金が解放されよう」と述べている。なお、米国における預金準備率変更は75年12月24日(満期期間180日以上4年未満の定期預金に対する準備率を3%から2.5%に引下げを公表、76年1月8日～14日の準備積立て週から実施)以来ほぼ1年ぶり。

米国の支払準備率(要求払預金分)

(単位・%)

	旧準備率	新準備率
純要求払預金		
残高2百万ドル以下	7.5	7.0
2百万ドル超10百万ドル以下	10.0	9.5
10百万ドル〃1億ドル	12.0	11.75
1億ドル〃4億ドル	13.0	12.75
4億ドル超	16.5	16.25

(注) 純要求払預金(net demand deposit)とは、総要求払預金(gross demand deposit)から金融機関預金および取立未済切手形を控除したものである。

◇米国財務省、財務省証券の登録債への一本化を発表

財務省は12月1日、従来財務省短期証券(TB)の一部につき認めてきた現物証券(certificates)での発行(注)を順次取やめ、登録債(book-entry)に一本化すると発表した。その理由として財務省は、①発行費用の軽減および②保有者の現物証券保管に伴う紛失・盗難等の危険防止を指摘している。実施時期は1年ものについては76年12月1日、6ヵ月ものは77年6月1日、3ヵ月ものおよび納税証券等は77年9月1日。ただし、78年末日までは経過措置として、連邦法・州法等法律の規定に基づき現物証券の保有が必要な場合には、額面10万ドルのTBに限り現物証券の発行を継続するものとされている。

(注) 76年9月末時点で、市場性政府証券のうち金額ベースで約8割は登録債となっており、残り約2割について現物証券が発行されている。

◇カナダ、公定歩合を再引下げ

カナダ銀行は12月21日、公定歩合を9.0%から8.5%に引下げ12月22日から実施する旨を発表した。カナダの公定歩合引下げは前月22日の引下げ実施(9.5→9.0%)に続く1ヵ月ぶりの措置である。

今次公定歩合引下げ措置に関し、ブイ・カナダ銀行総裁は12月21日次のような談話を発表した。

「今回の公定歩合引下げは、マネーサプライの増加率をモダレートな範囲に維持するという従来からのカナダ銀行の方針に沿ったものである。すなわちマネーサプライの増加目標値(76年2～4月平残をベースにした年率増加率)は現在8～12%に設定されているが、最近の同増加率をみると下限の8%ラインを下回っている。こうした状況下、今回の公定歩合を含む短期金利水準の引下げは、マネーサプライの増加率を目標範囲内まで上昇させることに寄与するであろう。また最近の雇用および生産の状況に照らしてみれば、今回の措置は適切であるといえよう。

もっとも1ヵ月以内に2度にわたって公定歩合を引下げたとはいえ、カナダ銀行の金融政策の基本方針が変わったことを意味するものではない。すなわちカナダ銀行としてはマネーサプライをモダレートな伸び率に誘導することが、物価の上昇を抑制しながら総需要、生産および雇用の望ましい成長達成に資する最良の方策であるという考え方を依然変えてはいない。従ってマネーサプライの伸びがあまりにも低下したり、また高くなるような事態は回避したいと考えている。とりわけ、カナダ銀行としては先行き急速な物価上昇を招くようなマネーサプライの増加を認める意図は全くない。」

欧 州 諸 国

◇EC、会社法統一準則を決定

1. EC外相理事会は76年12月14日、域内各国の会社法が依拠すべき共通規定の一部につき以下のとおり決定した。

- (1) 株式会社については、その資本金の下限を25,000UCとする。
- (2) 株式会社の創立に当っては、株主は総発行株式の額面総額の25%以上を会社発足時に払込まなければならない。
- (3) 資本金の払込みは次の条件を満たす場合には、現金に替えて不動産等現物で行うことを認める。

イ. 現物出資による当該資本金の払込みが会社設立後5年以内に完了すること。

ロ. 現物支給された物件の価値について、当該企業と利害関係のない鑑定士により評価が行われること。

(4) 株式会社が支払う配当金の総額は、当期純利益と前期からの繰越利益の合計額を超えてはならない。

(5) 株式会社が自己の株式を保有することを認める場合には、当該会社は総発行株式の10%以上を保有することはできないとの制限規定を設けねばならない。ただし、合併等の事情により一時的に保有株の総発行株式に対する比率が10%を上回ることは認めるが、その場合には3年以内に当該比率を10%まで引下げねばならない。

(6) 増資に伴い既存の株主の株式保有シェアが低下することを防ぐため、増資新株は優先的に既存の株主に交付されねばならない。

2. ECでは域内各国の会社法の規定を統一するため、財務内容の公開、会社の創立、増減資、合併、会計原則、株式会社の法的性格、労働者の経営参加、株式の上場基準等の事項について、EC加盟各国の会社法が依拠すべき共通規定を作成する作業を行っている。今次規定は前記の作業の一環として、1970年3月9日にEC委員会が提出した草案に基づき決定されており、共通規定としては1968年3月9日に採択された財務内容の公開に関する規定に次ぐものである。共通規定の採択に伴い加盟各国は国内の会社法を当該規定に合致するように改正することを義務づけられる。

◇EC、エネルギー関係閣僚理事会、共通石油危機対策につき合意

ECエネルギー関係閣僚理事会は76年12月21日、共通石油危機対策につき合意に達した。これはEC向け石油供給の削減等石油を巡る緊急事態が今後発生した場合に実施すべきもので、その概要は次のとおり。

- (1) 緊急事態発生の場合には、EC委員会は域内における石油製品取引の混乱を防止するためEC共通の認可制度を導入する。
- (2) EC加盟各国は、EC委員会および他の加盟国と事前に協議することを条件に、10日間に限り独自の石油危機対策を実施することができる。
- (3) EC委員会はEC全体の石油消費削減目標を設定する。

◇EC、農相理事会グリーン・アイルランド・ポンドの切下げを決定

1. EC農相理事会は76年12月21日、グリーン・アイルランド・ポンド(UC建のEC共通農産物価格をアイル

ランド・ポンド建に換算するために用いられるレート)を10月11日の切下げ(51年11月号「要録」参照)に続いて再度切下げて、1アイルランド・ポンド=1.44212UC(従来同1.56778UC)とし77年1月17日から実施する旨決定した。

2. 今次決定の背景としては以下のような事情が指摘されている。すなわち、アイルランド・ポンド相場は前回のグリーン・アイルランド・ポンド切下げ後も引続き低落傾向をたどったため、同レートとグリーン・アイルランド・ポンドとの乖離幅が拡大をみていた。この結果農産物輸出国であるアイルランドがECの欧州農業指導保証基金(European Agricultural Guidance and Guarantee Fund)に納付する輸出課徴金が増すに至ったため、同国は当該課徴金納付額の軽減を企図してグリーン・アイルランド・ポンドの切下げをECに対し要請していたものである。

◇西ドイツ、第2次シュミット内閣の成立

76年10月3日に実施された連邦議会総選挙で辛うじて勝利を収めたシュミット社会民主党副党首は、新連邦議会(第8期)召集後の12月16日、以下のごとき社会民主党(SPD)、自由民主党(FDP)による連立内閣を組閣した。

新内閣の閣僚は以下のとおり。

- 首相 Helmut Schmidt(SPD)
 - 副首相兼外相 Hans-Dietrich Genscher(FDP)
 - 内相 Werner Maihofer(FDP)
 - 法相 Hans-Jochen Vogel(SPD)
 - 蔵相 Hans Apel(SPD)
 - 経済相 Hans Friderichs(FDP)
 - 食糧農林相 Josef Ertl(FDP)
 - 労働社会相 Herbert Ehrenberg(SPD)
 - 国防相 Georg Leber(SPD)
 - 青年・家庭・保健相 Antje Huber(SPD・女性)
 - 交通・郵政相 Kurt Gscheidle(SPD)
 - 住宅・都市建設相 Karl Ravens(SPD)
 - 全ドイツ問題相 Egon Franke(SPD)
 - 研究・技術相 Hans Matthöfer(SPD)
 - 教育・科学相 Helmut Rohde(SPD)
 - 経済協力相 Marie Schlei(SPD・女性)
 - 連邦首相府國務相 Hans Jürgen Wischniewski(SPD)
 - 國務相 Klaus von Dohnanyi(SPD)
 - 國務相 Hildegard Hamm-Brücher(FDP)
- (注) ○印は新任、その他は留任。

◇ブンデスバンク、77年の中央銀行通貨の目標増加率を年8%平均に決定

1. ブンデスバンクは、76年12月16日の定例中央銀行理事会において77年の中央銀行通貨の目標増加率を年平均8%(76年の目標増加率と同率)とする旨決定し、要旨次のようなコミュニケを発表した。

「ブンデスバンクは77年の金融政策を運営するに際しては、物価上昇をさらに抑制すると同時に力強い経済成長達成を目標とする方針である。このような観点から理事会では、明年の中央銀行通貨量の目標増加率を年平均8%とすることで意見の一致をみた。しかしながら、中央銀行通貨量は最近数か月極めて高い伸び率を示しているため、77年中の増勢がかなり鈍化しないとこのような目標を達成することは困難である。すなわち、もし77年中同一ペースで中央銀行通貨量が増加すると仮定すれば、同年第4四半期の前年同期比増加率は6~7%という低い伸び率に抑えることが必要となる」。

2. クラーゼン総裁は理事会終了後の記者会見において次のように語ったと伝えられる。

- (1) 本日の理事会では2名が7%の目標増加率を主張したが、大勢は8%を支持、オブザーバーとして同席したシュレヒト経済次官も8%が望ましいと表明した。
- (2) 76年の中央銀行通貨量は、年平均9%をやや上回る増加となる見込みであり、目標増加率(8%)を達成するのは困難と思われるが、76年を振り返ってみると結果的には十分な成果をおさめたと思う。最近ブンデスバンクは、債券売却を通じて銀行流動性を吸収しマネーサプライが伸び過ぎないように配慮しているが、景気の現状をみるとブンデスバンクがさらに抑制的な政策をとるほどの段階ではない。

3. この間上記決定に対する反響をみると、経済専門委員会等多くの向きでは、一般に6~6.5%、高くても7%といった線を主張してきただけに、これらの主張の影響もあって本決定を過大とする見解が多い。ちなみに、西ドイツ有力紙フランクフルター・アルゲマイネ紙が「本決定に伴い潜在的なインフレ圧力が強まるおそれがある」と批判したほか、連立与党FDPの中にも「8%は許容しうるぎりぎりの上限」(ランプスドルフ経済問題スポークスマン)との発言もみられる。これに対し金融界では、「現在および先行きの景気政策を実施するのに必要かつ十分な増加率である」(銀行協会)としておおむね妥当な線との見方を示している。

◇西ドイツ、7%ものおよび7.25%もの連邦債を発行

1. 西ドイツの国債引受けシンジケート団小委員会は76

年12月23日、(1)7%ものおよび(2)7.25%もの連邦債を同時に発行することとし、その発行要領を以下のとおり決定した。

	(1)	(2)	(前回)
発行額	750百万マルク	750百万マルク	(10億マルク)
表面金利	7%	7.25%	(7.25%)
期間	6年	10年	(10年)
発行価格(対額面金額比)	100%	99.5%	(99.5%)
応募者利回り	7%	7.32%	(7.32%)
売出し期間	76年12月29日～77年1月4日		
	(ただし上記発行額中それぞれ250百万マルク<合計500百万マルク>についてはブンデスバンクが市場価格操作のため留保する)		

2. 今回の連邦債発行額(15億マルク)は前回(10億マルク)を大幅に上回っているが、債券の買い需要が引続き根強いほか「年初は連邦債等の償還期にあたっている」(ブンデスバンク)こともあって同連邦債の売行きは、かなり順調と伝えられる。

◇フランス、雇用促進策を決定

1. フランス政府は76年12月8日、概要以下のような雇用促進策を決定した。

(1) 職業訓練契約(contrat emploi-formation、若年労働者に対して就職後一定期間、有給で職業訓練に参加することを保証する制度<政府が財政援助を実施>)の締結を奨励すると同時に、見習い制度が確立していない産業部門については、当該契約の適用対象を拡大する(適用対象若年労働者の最少年齢、従来17歳→16歳)。

(2) 20歳未満の労働者を雇用した手工業部門の企業については、76年12月30日で期限が終了する新規採用特別奨励金制度(51年4月号「要録」参照)を77年12月31日まで延長適用する。

(3) 失業中の管理職のうち、会社を創設し自ら事業を営むことを希望する者に対しては、事業資金を優遇金利で長期融資する制度を発足させる。

(4) 各種雇用対策の見直しを行うため雇用対策閣僚委員会(comité interministériel de l'emploi)を発足させる。

2. フランスの雇用情勢は、76年春ごろまでスロー・テンポながら改善してきたが、その後は景気回復テンポの鈍化傾向を背景に改善は足踏み状態にあり、特に同年秋以降は「インフレ克服計画」の発表等景気抑制策の強化を映じて企業が雇用態度を一段と慎重化しているため、若干悪化している。今次措置はこうした状況にかんが

み、特に失業者が急増している非熟練若年労働者対策に重点を置いて決定されたものである。

◇フランス、第2次石油消費節約措置を決定

1. フランス政府は76年12月22日、石油輸入の急増傾向およびOPECによる原油価格引上げの決定にかんがみ、概要以下のような第2次石油消費節約措置を決定、発表した。

(1) 電力・ガスの大口消費者に対し、新たに消費割当わくを設定し、当該わくを超過した者については課徴金を課す。

(2) フランス電力(Electricité de France、略称E. D. F. 国営)の77年中の燃料油購入限度量を11百万トン(76年の実績見込みは13.8百万トン)とする。

(3) 76年7月1日～77年6月30日の間の家庭用燃料油に対する割当わくを当初の31.2百万トンから30百万トンへ圧縮する。

(4) 各官庁および地方自治体に対し省エネルギー対策を講ずることを義務づける。

(5) これまでに実施されてきた石油消費節約措置(室内暖房温度、ネオン・サインの照明時間の制限等)の遵守状況について監視を強化する。

2. 今次措置につきバール首相は「国際収支の均衡を回復するためにはエネルギー消費節約策の導入が必要不可欠である。本措置の完全実施により政府が76年9月に定めた77年中の石油輸入抑制目標(同年中のネット石油輸入限度額を550億フランに設定)を達成することができよう」とコメントしている。

◇フランス、準備預金制度の運用細則の一部改訂を発表

1. 国家信用理事会は、貸出準備率および貸出準備率高率適用制度の適用対象貸出残高を算定する際認めている債券発行による資金調達額相当額の控除規定につき、その運用基準を以下の要領で厳格化する旨決定、76年12月26日付の官報に発表した。

(旧基準)

貸出準備率および貸出準備率高率適用制度の適用を受ける金融機関は、適用対象貸出残高の算定に当り、債券発行(フラン建上場債に限る)による資金調達額相当額を貸出残高から控除することができる。

(新基準)

(1) 債券(フラン建上場債に限る)発行による資金調達のうち、76年12月31日までに当該債券の発行が官報(Bulletin des Annonces Légales Obligatoires^(註))に公示された分については、従来通り当該債券発行に基

づく資金調達額相当額を貸出残高から控除することを認める。

(注) 株式等の発行条件、企業の決算報告などを掲載する官報。

(2) 77年1月1日以降、官報に公示された債券(フラン建上場債に限る)発行による資金調達に関しては、その債券が次の条件を満たす場合にのみ当該資金調達額相当額を貸出残高から控除することができる。

- イ. 確定利付債であること(注)。
- ロ. 期間7年以上でかつ発行後7年以内に債券保有者の要求に基づく繰上げ償還が行われないこと。
- ハ. 一般投資家および機関投資家(除く銀行、各種金融機関)が応募したものであること。

(注) フランス銀行のクラピエ総裁は12月23日付フランス銀行協会会長宛書簡において「変動利付債による資金調達であっても、新基準ロ.ハ.の要件を満たす場合には、フランス銀行、大蔵省の個別審査により当該資金調達額相当額が控除の対象として認められることがありうる」旨明らかにした。

(3) 発効日 76年12月26日

2. 今次措置につきフランス銀行のクラピエ総裁は「債券発行による資金調達額相当額の控除規定を設けているのは、銀行および各種金融機関が家計、企業の貯蓄性資金の吸収により貸付原資を増やすことを支援するためにほかならない。今回の改訂はこうした考え方をさらに明確にするために実施されたものである」との見解を明らかにしている。

◇英国政府、毛織物産業および衣料品産業に対する資金援助計画を発表

(1) 英国政府は76年11月29日、毛織物産業に対する合理化、再編成のための補助金(総額5百万ポンド)支給計画を発表した(援助申請期間、76年11月29日～77年9月30日)。

本措置は、73年7月に導入された同産業への補助金支給計画が投資促進面では効果をあげたものの、構造変化の促進については不十分な成果しかあげ得なかったところから、「毛織物産業に関する経済発展委員会(The Economic Development Committee for Wool Textiles)」がその導入を提案していたものである。

(2) 同政府は76年12月7日、76年末期限切れとなる衣料品産業に対する補助金援助計画(50年8月号「要録」参照)を77年12月末まで延長(補助金総額10百万ポンド)する旨発表した。

本措置に関し産業省では「これは衣料品産業の生産性向上をねらったものであり、同産業の停滞と衣料品輸入の急増がみられる折から『衣料品産業に関する経済発展委員会(Economic Development Committee

for Clothing)』の提案に沿って延長されたもの」と説明している。

◇英国、主要国中央銀行および国際決済銀行(B I S)からのスタンド・バイ借入れ引出し分を返済

英蘭銀行は76年12月9日、同年6月発表の主要国中央銀行および国際決済銀行(B I S)からのスタンド・バイ借入れ(注1)(総額53億ドル)のうち、これまでの引出し分15.45億ドルを返済期限にあたる同日返済したほかイタリアに対し供与していた短期信用(注2)(4.86億ドル)についても同日、イタリア銀行から返済を受けた旨発表した。

(注1) 51年7月号「要録」参照。

(注2) 51年11月号「要録」参照。

◇英蘭銀行、特別預金預入日を再延期

1. 英蘭銀行は76年12月10日、さる10月7日に決定した特別預金預入率引上げに関し、その特別預金の第2次預入日(預入額約350百万ポンド)を12月14日(当初予定では11月15日、51年12月号「要録」参照)から77年1月28日に再延期する旨発表した。

2. 本措置に関し同行は、「これは金融市場調節に関する技術的な措置であり、政策変更を意味するものではない」と述べるとともに、その背景について前回延期の際と同様「このところ非銀行部門に対する国債の売行き好調(注1)を背景に銀行部門では、その現金引出しに対処するためT B等流動資産の放出を余儀なくされるなど銀行の流動性準備が圧迫を受けており(注2)、金融市場もかなりひっ迫している」点を指摘している。

(注1) 英蘭銀行は76年12月7日、国債の売行き好調を背景に期間22年、表面利率15.5%、発行価格額面比99%(償還利回り15.67%)の長期国債5億ポンドを発行する旨発表した。

(注2) 銀行の準備資産保有比率の推移
9月15.4%→10月14.4%→11月13.9%。

◇英国政府、財政緊縮措置等を発表

1. 英国政府は76年12月15日、1977、78両年度(会計年度は4月1日から翌年3月31日まで)の公共部門借入れ所要額の削減を主な内容とする以下のような財政緊縮措置等を発表した(今次措置発表のねらい、背景については「国別動向」を参照)。

(1) 財政緊縮措置

イ. 公共部門借入れ所要額は最近の見通しによれば1977、78年度について105億ポンド、115億ポンド(いずれも76年価格基準、以下同じ)となっているが、それを各々87億ポンド、86億ポンドへ圧縮する

(この結果、その対GDP比率は76年度の9%から77年度6%、78年度5%へと低下)。

ロ、上記目標の達成のため、財政支出を77年度10億ポンド、78年度15億ポンドそれぞれ削減する。なお削減対象は主な社会保障関係費を除く各項目にわたっている(注)。

(注) 財政支出削減対象および削減額

(単位・百万ポンド)

項目	年度	1977年度	1978年度
	国防		100
海外援助		50	50
食料補助金		160	57
地域雇用奨励金		150	170
輸出信用関係		100	200
国有企業助成金		110	130
道路		75	50
住宅		△ 20	300
地方水道局等建設		75	130
その他とも計		1,016	1,513

△印は増額。

ハ、歳入面では、①たばこ、酒類消費税を10%上げる(77年1月1日実施、本措置による歳入増77年度2.8億ポンド)、②政府および英蘭銀行の保有するブリティッシュ・ペトロリアム社の株式を、両者の保有株式のシェアが51%未満とならない範囲内で売却することによりその増加を図る。

(2) 投資、雇用促進措置

イ、国家企業公社(National Enterprise Board、50年3月号、12月号「要録」参照)等の投資資金の増額、新たな設備投資促進制度の導入を図る(総額、77、78年度各0.8億ポンド)。

ロ、臨時雇用補助金制度(注1)(Temporary Employment Subsidy)および雇用機会創出計画(注2)(Job Creation Programme)を77年4月末まで延期する、などの措置を行う(総額77年度1.2億ポンド)。

(注1) 本制度の期限は76年12月末とされていた(51年5月号「要録」参照)。

(注2) 51年10月号「要録」参照。

(3) 所得政策

インフレを一層抑制するためには現行賃金規制の期限切れとなる77年8月以降も政府、労働組合評議会(TUC)間で賃金に関する合意が必要であり、労働組合評議会および英国産業連盟(CBI)との間で賃上げに関し合意が得られれば、所得税減税を行う用意がある(注)。

(注) 労働組合評議会(マーレー事務局長)は12月16日、上記発言に対し、「賃金規制の実施と所得税減税を単純に結びつけるだけでは問題は解決しない。政府は物価、賃金および雇用等の各面を含む経済社会政策全体について、明確な見直しを明らかにすべきである」との見解を発表した。

(4) 金融政策

イ、金融政策運営上の目標値をマネーサプライ(M₃)よりもむしろ国内信用増加額(注1)(domestic credit expansion、DCE)で表わすこととし、6か月ごとにその見直しを行う。DCEは76年度90億ポンド(注2)、77年度77億ポンド、さらに78年度については60億ポンドに抑えられよう。

(注1) $DCE = \frac{\text{銀行の対公共} + \text{流通現金} + \text{海外部門の対民間信用供与}}{\text{民間信用供与} + \text{公共信用供与}}$ と表わされるが、上記発表とともにDCEの定義を一部変更し、従来銀行の対民間信用供与のうち含まれていた外貨建信用供与については、今後、控除されることとなった。

(注2) 政府は、DCEの76年度見直し(90億ポンド)はマネーサプライ(M₃)増加率の9~13%に相当するとしている。

(5) IMF借入れ、ポンド残高対策

イ、IMFに対する借入れ(約39億ドル)要請(注)は受入れられる見込みであり、借入れ総額のうち11.5億ドルは承認受諾後直ちに、10億ドル以上は77年末までに引出すことになろう。

(注) 51年10月号「要録」参照。

なお、政府は本措置発表日である12月15日、IMFに対し趣意書(Letter of Intent)を提出し、これを受けてIMF理事会は77年1月3日、借款供与を承認している。

ロ、英ポンド残高問題については国際決済銀行(BIS)において検討されている。外貨準備を補強するため、ニューヨーク連銀からのスワップ5億ドルを引出すつもりであり、またブンデスバンクからも3.5億ドルのスタンド・バイ信用供与の申し出があった。

2、上記措置の反響をみると、産業界は、「財政支出削減は不十分ながら一応CBIの要請に沿ったもの」と評価しているが、労働界では「IMF借入れを得るためには本措置の採用はやむを得ない」と述べるとともに、「TUCとしては設備投資および雇用促進を図るために選択的輸入規制の拡大を行うよう、政府に対し要求を続ける」との見解を表明した。また一般論調としては「従来の財政支出削減方針同様、今次措置も中途半端」(ファイナンシャル・タイムズ紙)にとどまっており、「この程度の財政支出削減では製造業部門の発展の余地は乏しい」(エコノミスト誌)との見方が多い。なお、新しいDCE目標値については「もっと厳しいものにすべきであった」(フィリップス・アンド・ドリュウ<ストック・ブローカー>)との批判が目立っている。

◇英国、投資通貨取引に関する為替管理を強化

英国大蔵省は76年12月21日、下院での回答文書において、投資通貨(注1)(investment currency)取引に関する為替管理の強化措置を発表し、英蘭銀行もこれを受けて同日付通牒を関係者に発出した。

(注) 英国居住者が対外投資を行う目的で購入することを認められている外貨。

その概要は以下のとおり。

- (1) 公認保管者(注1)(Authorised Depositories)のうち通常日々の取引に参加していない弁護士等の関与した投資通貨および外国証券の売却については、当該公認保管者に対して証券取引所会員、公認為替銀行等を通じて、英蘭銀行に対し個々の取引の報告書を提出することを義務づける。
- (2) 英蘭銀行は公認保管者による投資通貨の売却取引につき、その適法性をチェックするため、投資通貨ディーラーの取引記録を検査する。
- (3) 投資犯罪防止法(注2)(The Prevention of Fraud <Investment> Acts)による証券業務取扱免許保持者(holders of a principal's licence)および証券ディーラー協会(The Association of Stock and Share Dealers)会員は、1977年3月31日以降、公認保管者になるための自動認可は与えられなくなる(個別審査のうえ認可)。

なお、本措置に関し大蔵省では、「投資通貨取引に関する為替管理を強化するために行ったもの」とのコメントしている。

(注1) 公認保管者は、英国居住者が投資通貨により購入した外国証券を原則としてすべて保管するほか、投資通貨取引に関する当局の許可権限を大幅に委譲されている。公認保管者には公認為替銀行、証券取引所会員、弁護士等が指名される。

(注2) 投資犯罪防止法とは、中小投資家保護を目的とする法律で、証券業務を営もうとする者は、原則として同法による免許を取得する必要がある。

◇イタリア・フィアット社、リビア・アラブ外国銀行との間で資本参加等の契約に合意

1. イタリア・フィアット社は76年12月1日、リビアの国営リビア・アラブ外国銀行から、概要以下のような総額約415百万ドルに及ぶ資本参加・借款供与を受けることにつき合意をみた旨発表した。

- (1) 資本参加(総額2,700億リラ<約311百万ドル>)

イ. 増資引受(1,800億リラ)

リビア・アラブ外国銀行はフィアット社の増資(現在の資本金、1,500億リラ)にあたり、普通株(額面500リラ)2千万株と優先株(同左)1千万株をそれぞれ1株当たり6,000リラの対価で引受ける。

ロ. 転換社債の購入

リビア・アラブ外国銀行は、以下の条件でフィアット社の発行する転換社債を購入する。

- (1) 発行額 900億リラ
- (2) 表面金利 9.5%
- (3) 発行価格 額面金額と同一価格(最低単位=1,000リラ)
- (4) 償還方法 1982年12月以降年1回ずつ5年間にわたって償還
- (5) 株式転換期間 1978年6月から4年間
- (6) 株式転換方法 (転換社債18単位<すなわち額面価額18千リラ>):(普通株2+優先株1)の比率で転換

上記イ、ロ.の結果、同行はフィアット社の全株式のうち増資後で9.1%、社債の株式転換後では13%のシェア(注)を占めることとなる。

(注) 現在では筆頭株主のアニエッリー族が33%、同第2位のピレリ・グループが約5%程度のシェアを有しているが、この結果アニエッリー族のシェアは30%近くに低下すると伝えられている。

- (2) 借款供与(総額900億リラ<約104百万ドル>)

イ. 金利……ロンドン市場におけるインターバンク・レートに0.25%上乗せしたもの。

ロ. 期間……10年

ハ. 返済方法……2年間据置後8年間で分割返済。

2. なおフィアット社では、「今次資本参加・借款供与契約はフィアット・グループの健全な経営内容が買われた純投資的性格のものであって金融対策とは一切かわりがなく、また何ら政治的背景をもつものでもない」と述べているが、一部には「イタリア企業の経営の独立性・自主性は確保されねばならない」(共産党・三大労組)との批判的な声も聞かれる。

◇イタリア議会、賃金の一部凍結に関する法案を可決

イタリア議会は12月9日、賃金の一部凍結に関する法案を可決した。本法によると、年収800万リラ超の給与所得者に対し賃金・物価スライド制に基づいて支払われる賃金上乗せ分については、全額が5年間譲渡禁止の大蔵省証券(Buoni del Tesoro)により支払われることとなり、また年収600万リラ超800万リラ以下の給与所得者についても賃金上乗せ分の50%が上記証券により支払われることとなる。一方凍結期間も、76年10月初から78年4月末までの19ヵ月に短縮されることとなった(注)。

(注) 政府は10月初、凍結期間を9月末から2年間とし、しかも賃金上乗せ分の支払は中小企業信用中央公庫(Mediocredito Centrale)発行の譲渡禁止利付債によることを予定していたが(51年11月号「要録」参照)その後以上のように法案を修正したものの。

◇イタリア銀行、主要企業に対し特別外貨勘定を外国為替銀行に設定することを認可

イタリア銀行は76年12月22日、フィアット社・大手石油会社等の国内主要企業十数社に対し外国為替銀行に特別外貨勘定を設定することを認可する旨発表した。これは、当該企業に対して輸出代金として受取った外貨をそのまま輸入代金支払いに運用できるようにすることによって、外貨買入れに対する臨時課税措置や対外支払に対する保証金制度の適用を免除させようとの趣旨によるものである。この結果最近価格上昇をみている石油等の輸入に際しては、その輸入コスト上昇をある程度緩和することが可能になるものとみられている。

◇イタリア、外貨買入れに対する臨時課税措置の段階的撤廃を決定

1. イタリア政府は76年12月23日、10月央に再導入された外貨買入れに対する臨時課税措置(51年11月号「要録」参照)の適用税率を従来の7%から以下のとおり段階的に引下げ、77年2月18日をもって撤廃する旨決定した。

76年 77年

従来 12/27 1/3 1/10 1/17 1/24 1/31 2/7 2/18
7%→3.5%→3%→2.5%→2%→1.5%→1%→0.5%→0%

2. 本措置につきイタリア銀行では、「もともと外貨買入れに対する臨時課税措置は臨時的な性格のもので、かねてから政府も条件が整い次第可及的速やかに撤廃する旨の意向を表明していただけに、最近の対外準備の水準が回復してきている状況からみて当然の措置といえる。しかしながらわれわれが今後のリラ相場の動向を楽観視しているわけではないことはいうまでもない」と述べている。この間リラの対米ドル相場は、税率が3.5%に引下げられた27日にそれまでの865リラ台から875.00リラに下落したあとほぼ横ばいで推移している。

◇イタリア、金準備の評価替を決定

1. イタリア政府は12月30日、同国保有の金準備につき評価方法を変更する旨決定した。新評価方法(注)の概要以下のとおり。

(注) 従来の評価方法は金1グラム=703.297396リラ(金1トロイオンス=35米ドル、1米ドル=625リラ)を基準としていた。なお従来の評価方法によると、同国の最近時の金準備残高は1兆8,043億リラとなる。

(1) 評価替実施時期……四半期ごと。

(2) 評価基準

イ. 金価格……評価替が行われる月の最終営業日前3営業日から起算して、それに先立つ30営業日間のロンドン金市場価格(午後の fixing rate)の平均値の

85%(単位・ドル)。

ロ. リラ換算に適用するドル・レート……評価替が行われる月の最終営業日の公的相場(注)。

(注) ミラノおよびローマ市場における米ドル fixing rate の平均相場。

(3) 評価益の処理……評価益のうちイタリア銀行の対政府特別貸付(anticipazioni straordinarie al tesoro)残高に見合う3,390億リラについては、国庫に納付し同貸付の返済に充当させる。また残余については為替変動準備金、金価格変動準備金として積立てる。

2. 本措置の趣旨につきイタリア銀行は、「金準備高を極力実勢に近づけるため、フランスの事例をも参考にし評価替を行うこととしたもので、何ら政治的配慮に基づくものではない」旨説明している。なお本措置の結果評価益は、「約7兆9千億リラ」(イル・ソーレ紙)に達するものと伝えられている。

◇スイス中央銀行、大口為替取引の報告徴求措置を簡素化のうえ延長

スイス中央銀行は12月10日、12月末に期限切れとなる大口為替取引の報告徴求措置に関する紳士協定(注)について、その内容を簡素化しうえ、77年6月末まで6か月間期限延長する旨発表した。すなわち本延長措置に伴い、従来市中銀行等の関係各機関が行っていた書面によるスイス中央銀行への報告義務(1件5百万ドルを超える大口替為取引につき取引発生都度報告)は免除され、その代わりに投機的取引と判断される大口為替取引についてのみスイス中央銀行に対し電話連絡すれば足る扱いとなった。

(注) 市中銀行(外銀支店を含む)、多国籍企業、一部金融会社との間に、75年4月、同年末までの期間で発足し、その後6か月間ずつ2度にわたって期限延長されていた(50年4月号、51年1月号、8月号各「要録」参照)。

◇オランダ政府、物価規制を発表

オランダ政府は76年12月27日、概要次のような物価規制を77年1月1日以降向う1年間にわたり実施する旨発表した。

イ. 製造業については、暫定的に4月1日までは、賃金コストの価格への転嫁を認めない。なお4月1日以降の規制については賃金動向を見定めたくうえで改めて検討する。

ロ. サービス業については賃金コストを従来の価格の最高3.5%までの範囲内で価格に転嫁することを認める。

本措置に関し経済省は「これは、ほぼ76年中を通じて

実施されてきた物価規制(51年1月号「要録」参照)をインフレの鎮静化という観点を十分考慮して修正したものである」旨述べている。

◇ベルギー中央銀行、一連の金融緩和措置を決定

1. ベルギー中央銀行は76年12月初から月央にかけて以下のような一連の金融緩和措置を決定した。

(1) 市中金融機関に対する再割引限度わくの拡大(17日決定、20日実施)……従来の限度わく比10%増わく(この結果、わくの総額は約50億ベルギー・フラン増加することとなる)。

(2) 金利の引下げ等

イ. 各市中銀行に対する再割引限度わくは本76年7月23日以降A、B両わくに2等分されてきたが(注1)、これを統合してわく全体を中央銀行再割引の対象とし(注2)、これまでAわくについてのみ適用されてきた再割引金利(公定歩合)を爾後は一律に適用する(17日決定、20日実施)。

(なおこの間従来のBわく適用金利は8日に10%に引下げられている<9日実施>)

(注1) 51年8月号「要録」参照。

(注2) 本措置に伴い各市中銀行は、中央銀行再割引適格手形(期間120日までの商業手形および輸出手形)については、上記わくの範囲内で中央銀行、I.R.G.の双方で再割引可能となり、また従来Bわく対象手形とされてきた期間120日超1年までの輸出手形については、上記わくの範囲内で従来同様I.R.G.においてのみ再割引されることとなる。

ロ. 債券担保貸付歩合(公定歩合の一環としての貸付歩合)

(イ) 貸付限度わく(注)内の貸付適用金利……11→10%(8日決定、9日実施)。

(ロ) 貸付限度わく外高率適用金利……12→10.5%(8日に11%に引下げられた<9日実施>あと、17日さらに10.5%に引下げ<即日実施>)。

(注) 貸付限度わくは中央銀行が月ごとに設定。

(3) 市中金融機関に対する最低公債保有規制(注)の撤廃(1日実施)

(注) 51年8月号「要録」参照。

2. 今次一連の金融緩和措置が採られた背景につきベルギー中央銀行では、「前4回の金利引下げ措置(注)同様、為替市場におけるベルギー・フランの着落きと国内市場金利の低下傾向にかんがみとられたもの」と説明している。

(注) 同行では51年10月下旬以降4回にわたる金利引下げ措置を実施している(51年11月号、12月号「要録」参照)。

◇デンマーク、中期借款につき国際銀行シンジケート団と合意

1. デンマーク政府は76年12月2日、シティーコープ・インターナショナルを主幹事とする国際銀行シンジケート団(主要41行で構成)から総額4億ドルの中期借款を受けることにつき、同シンジケート団との間で合意に達した旨発表した。本借款の供与条件等は以下のとおり。

(1) 金額……4億ドル

(2) 期間……5年

(3) 金利……ロンドン・ユーロ市場における6か月ものインターバンク出し手レートに1.25%を上乗せたものの。

2. 本借款は過去数か月の間、欧州為替市場の動揺下においてデンマーク・クローネに対する売圧力が強まった結果同国の外貨準備がかなりの減少をみたため、これを補てんする目的で行われたものとみられている。

◇デンマーク議会、賃金引上げの抑制、価格・家賃の凍結措置に関する法案を可決

1. デンマーク議会は76年12月4日、概要以下のような賃金引上げの抑制および価格・家賃の凍結措置に関する法案を可決した。

(1) 76年12月1日以降77年2月28日までの期間、現行労働協定に反して行われた賃金引上げは、すべて無効とする。

(2) 価格・家賃を76年12月1日以降77年2月28日までの期間凍結する。ただし以下のようなコスト上昇分については、価格への転嫁を認める。

イ. 輸入原材料コストの上昇については全額、輸入半製品コストの上昇についてはその半額。

ロ. 賃金コスト上昇分。ただし現行労働協定に反して賃金引上げが行われた場合には、そのコスト上昇分の価格転嫁は認めない。

2. 本措置決定の背景には「77年3月以降2年間については賃金上昇率を年6%以内に抑制する」との緊急インフレ対策(注)に対し、一部の労働組合は強い反発を示し、現行労働協定を無視してでも77年3月までに駆け込み賃上げを図ろうとして数次にわたり非合法ストライキを行ったという事情があるものと伝えられている。

(注) 51年9月号「要録」参照。

◇デンマーク、公定歩合を引下げ

デンマーク中央銀行は76年12月6日、公定歩合を1%引下げて10%とし、翌7日から実施する旨発表した。今次引下げ措置は、10月5日の大幅引上げ(8.5→11%、51

年10月号「要録」参照)以来2ヵ月ぶりである。

今次引下げの背景につきデンマーク中央銀行は、「10月中央のEC共同フロート加盟国通貨再調整以来デンマーク・クローネ相場が安定を取り戻しているほか欧州通貨協力基金に対する同国の債務も完済をみるに至っているため」と説明している。

◇デンマーク、商業銀行等に対する市中貸出規制わくを手直し

1. デンマーク中央銀行は76年12月9日、商業銀行等に対する市中貸出限度わく(51年10月号「要録」参照)を以下のとおり増わくする旨決定、実施した。

(1) 増わく額……従来の中貸出限度わくを約2%増わく(この結果市中貸出限度わくは、20億デンマーク・クローネ増額されて940億クローネとなる)。

(2) 実施期間……76年11月30日(そ及実施)以降当分の間。

2. なおデンマーク中央銀行は、「今次措置による市中貸出限度増わく分は、主に輸出関連業種向け融資に充当されることが望ましいが、また干ばつ被災農民に対する救済資金にも充てられることが期待される」とコメントしている。

◇スウェーデン、高額銀行券の国外持出および国内持込制限措置等を決定

スウェーデン中央銀行は76年12月13日、スウェーデン・クローナに対する売投機を防止する見地から、①観光目的による高額銀行券(額面1,000クローナ以上)の国外持出(注)および国内持込を禁止する(即日実施)とともに、②本措置に対する経過措置として、すでに海外に持出されている高額銀行券(同上)の対外貨交換については77年2月27日まで認めることとし、同28日以降は交換に応じない、旨発表した。

(注) 現在観光目的によるクローナ通貨または外貨の持出しは、1回の渡航につき1人当り6,000クローナ(外貨の場合は6,000クローナ相当額)に制限されている。

◇ノルウェー、造船業界に対する救済措置を発表

ノルウェー政府は76年11月28日、不況下にある造船業界を救済するため77年度(1~12月)予算(注)における造船関連の支出を当初より拡大して1.57億クローネとする旨決定、発表した。今次措置により、国防省・漁業省等所管の船舶建造費・修理費が増額されるほか、政府系金融機関の関連貸付わくも拡大されることとなる。

(注) 51年11月号「要録」参照。

◇フィンランド、公共投資の抑制等を決定

フィンランド政府は76年11月21日、インフレ抑制の見地から10月中央の金融引締め措置(注)に続いてさらに以下のような財政支出抑制方針を決定した。

(注) 51年12月号「要録」参照。

- (1) 鉄道・道路・空港の建設等の公共事業費を今後5年間にわたって削減する。
- (2) 中央および地方官公庁、公共サービス施設、ならびに大学等の新設を今後2年間中止する。

なお、本措置による歳出削減額は76年中だけで約7.2億マルカに達するものと見込まれている。

◇ギリシャ、公定歩合を引上げ

ギリシャ中央銀行は1月3日、公定歩合を10%から11%へ引上げ、即日実施する旨決定、発表した。本措置は前回の公定歩合引上げ(75年9月、8%→10%)後も外国為替市場においてドラクマが引続き弱含みに推移していることに対処したものとみられる。

アジアおよび大洋州諸国

◇天然ゴム生産国連合、価格安定化協定に調印

天然ゴム生産国連合(Association of Natural Rubber Producing Countries)(注)加盟5ヵ国(マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、スリランカ…世界全体の天然ゴム生産に占めるシェアは約9割)は、11月30日、世界市場における天然ゴムの価格を安定させるための協定に調印した。

(注) 生産国間の共同マーケティング、価格安定、技術交流を目的に1970年に結成された。加盟国は、当初上記5ヵ国およびベトナムの6ヵ国であったが、昨年ベトナムが脱退し、代ってインドとパプア・ニューギニアが加わったため現在7ヵ国で構成されている。

(1) 主な合意内容

緩衝在庫制度(注)を設け、その運用は「国際天然ゴム審議会」(International Natural Rubber Council<本部クアラルンプール>、各加盟国での批准終了後設立の予定)に委任する。同審議会は、天然ゴムの国際市況の動きに応じて、市場における上限価格(ceiling price)と下限価格(floor price)を設け、随時在庫の放出および備蓄を行うほか、上記5ヵ国に対し生産水準の調整を勧告する。

(注) 当初10万トン予定。在庫分担率は、マレーシアが5割強、インドネシアが2.5割、その他3ヵ国合計で2割程度になるものとみられる。

(2) 背景

国際天然ゴム市況が先進工業国の景気動向などに強

く左右されることから、生産国の間では輸出所得ないし利益を守るため天然ゴムの国際価格安定化を望む声が強まっていた。こうした背景のもとに、天然ゴム生産国連合は、75年12月の価格小委員会において前記協定の骨子を作成したが、在庫分担比率等の面で各国の意見調整に手間取り、ようやく今次調印の運びとなったもの。

なお、インドおよびパプア・ニューギニアは、同協定の構想が両国の加盟以前に策定されたものとの理由で調印しなかったと伝えられている。

◇韓国、1977年度予算の成立

韓国の1977年度(暦年)予算は12月2日成立した。本予算は、実質GNP成長率10%、年間輸出100億ドル(前年比3割弱の増加)達成を前提に編成されており、前年に引続き大型なものになっている(2兆6,593億ウォン、76年度当初予算比+31.3%、同最終予算比+17.7%)。

歳出入の特色は次のとおり(76年との比較は当初予算対比)。

- (1) 歳出面では、国防費(前年度当初予算比+31.4%、予算総額中のウェイト、34.8%)が近年における朝鮮半島をめぐる国際情勢を映じて、また経済開発費(同+33.4%)が電力、交通、通信等社会間接資本の拡充を主体に、一般行政費(同+37.7%)が公務員給与の引上げ等から、いずれも大幅に増大。
- (2) 歳入面では内国税(同+35.0%)は景気拡大持続を前提に引続き高い伸びを見込み、また関税(同+65.9%)については、低率・無税品目の税率引上げ等により、大幅な増大を見込んでいる。なお公的借款見返り資金は昨年の農業豊作に伴う米国からの余剰農産物受入減少等から前年を下回る見込み。

◇韓国銀行、1976年第3四半期の国民総生産を発表

韓国銀行が12月発表したところによれば、1976年第3四半期(7~9月)の実質GNP(暫定)は前年同期比+15.7%と引続き高い伸びを示した。これは、農林水産部門(前年同期比+2.0%)が園芸作物や漁業の不振から伸び悩んだものの、製造業(同+27.5%)が繊維、電気機器等を中心に輸出の拡大基調持続、内需の漸次盛り上がりもあって好伸したほか、建設業も電力、水利施設等の工事増大から順調な拡大をみたことによるものである。

◇韓国、第4次5か年計画を修正

韓国政府は12月、第4次5か年計画(1977~81年)の主要指標を上方修正した。同国ではすでに昨年6月に新5

韓国の1977年度予算

(単位・億ウォン)

		1977年度予算			1976年度最終 予算
		前年度 当初予 算比増 減(→)率	構成比 (同前 年初)	%	
歳	租 税	22,551	38.3	84.8 (80.5)	18,212
	うち内 国 税	16,376	35.0	61.6 (59.8)	13,478
	関 税	3,382	65.9	12.7 (10.1)	2,397
	防 衛 税	2,793	30.3	10.5 (10.6)	2,337
	専 売 益 金	2,200	23.6	8.3 (8.8)	1,780
	そ の 他	562	20.9	2.1 (2.3)	465
	小 計	25,313	34.8	95.2 (91.6)	20,457
入	公 的 借 款 見 返 り 資 金 等	1,280	-24.5	4.8 (8.4)	2,132
	合 計	26,593	31.3	100.0 (100.0)	22,589
	歳	一 般 行 政 費	2,960	37.7	11.1 (10.6)
国 防 費		9,254	31.4	34.8 (34.8)	7,381
社 会 開 発 費		5,634	30.9	21.2 (21.2)	4,450
経 済 開 発 費		5,530	33.4	20.8 (20.5)	5,767
地 方 交 付 金		1,784	21.0	6.7 (7.3)	1,514
債 務 償 還 ・ そ の 他		1,431	26.3	5.4 (5.6)	1,240
合 計		26,593	31.3	100.0 (100.0)	22,589

か年計画が決定されていたが、76年の経済が予想以上に好調に推移(76年実質成長率、当初目標8%、実績見込15%前後)し、計画初年度に当る77年も当初計画を上回る成長が可能との判断から今次修正を行ったもの。主な修正内容は次のとおり(当初計画については51年8月号「要録」参照)。

- (1) 実質経済成長率…当初計画では成長率を計画期間中各年とも9%と設定していたが、計画初年度(77年)の成長率を10%に引上げ、これに伴い計画期間中の年平均成長率を9.2%に上方修正。部門別には鉱工業生産、とくに重化学工業の拡充目標を引上げ、需要面では、消費、投資の伸び率目標を上げている(輸出入の伸

韓国の実質成長率

(単位・前年同期比増減(-)率・%)

	1975年	1976年		
		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期
総額	8.3	16.0	18.6	15.7
農業	7.1	15.8	8.3	2.0
林業				
水産業				
工業	12.9	26.5	32.0	26.6
製造業	12.9	27.4	33.0	27.5
建設業	12.2	9.1	10.9	16.3
社会間接資本	3.2	7.6	11.8	8.2
その他				
個人消費支出	5.9	7.2	7.7	7.3
政府の財貨・サービス	5.8	10.4	10.6	20.4
経常購入				
総投資	1.0	42.9	-7.7	129.8
うち国内総固定	12.4	-10.4	9.5	44.7
資本形成				
財貨・サービスの輸出	16.2	54.5	53.9	38.5
(控除)				
財貨・サービスの輸入	1.2	10.8	20.0	48.7

(注) 1970年不変価格による。

韓国の主要経済指標

(カッコ内は当初計画)

	1976年 実績 見込	1981年 目標	1977~ 81年 年平均 成長率
名目GNP (10億ウォン)	12,009 (11,242)	28,391 (24,939)	18.8 (17.3)
GNPデフレーター (75年=100)	115.0 (115.0)	175.1 (165.8)	8.8 (7.6)
実質GNP (75年価格10億ウォン)	10,442 (9,776)	16,214 (15,042)	9.2 (9.0)
人口 (千人)	35,860 (35,875)	38,807 (38,835)	1.6 (1.6)
1人当り名目GNP (ドル)	692 (627)	1,512 (1,284)	16.9 (15.4)
(産業別GNP成長率)			
農業	7.0 (4.0)		4.0 (4.0)
工業	26.7 (13.0)		14.2 (13.6)
社会間接資本・その他	11.0 (7.1)		7.6 (8.1)
(需要項目)			
消費	10.8 (7.2)		7.8 (7.4)
投資	16.9 (7.5)		7.8 (7.6)
(対外取引)(注)			
輸出 (75年価格億ドル)	67.50 (61.90)	141.65 (130.00)	16.0 (16.0)
輸入 (75年価格億ドル)	78.41 (70.61)	138.26 (124.17)	12.0 (12.0)

(注) IMFベース、1ドル=484ウォン。

びは当初計画どおり)。

(2) 資金調達…計画期間中の投資総額は上記修正に伴い18兆81億ウォンと 当初計画比約2兆ウォン増額されており、かかる上乗せ分はすべて国内資金で賄う計画(これにより投資財源のうち国内資金の割合は92.4% <当初計画では88%>に上昇)。

(3) なお、GNPデフレーターについては、当初計画では77年+10%、78~81年各+7%と見込んでいたが、原油価格の上昇等物価上昇圧力が根強く、76年のような政府による強力な物価抑制策にも限界があるため、77年および78年の上昇率をそれぞれ13%、10%に引上げた(これに伴い年平均上昇率は8.8%に上方修正<同当初計画7.6%>)。

◇台湾、公定歩合および市中預貸金利を引下げ

中央銀行は12月15日、公定歩合(0.5%)および市中預貸金利(0.25~0.5%)の引下げを決定、16日から実施した。今次引下げにより、74年9月以降の公定歩合引下げ幅は通算4.5%となる。新旧金利は次のとおり(年利%)。

新レート 旧レート(引下げ幅)

(1) 公定歩合

手形再割引	9.50	10.00	(0.50)
担保貸付			
公債担保	10.75	11.25	(0.50)
その他担保	10.75	11.25	(0.50)
短期融通(無担保)	12.75	13.25	(0.50)
輸出前貸	6.00*	6.00	(一)

(2) 市中金利

	最高	最低	最高	最低	
貸出					
手形割引	10.75	11.50	11.25	11.00	(0.50)
担保貸付	12.00	11.75	12.50	12.25	(0.50)
無担保貸付	12.75	12.50	13.25	13.00	(0.50)
輸出前貸	7.00*		7.00		(一)
預金					
普通預金	1.00		1.25		(0.25)
定期預金					
1か月もの	6.50		7.00		(0.50)
3か月〃	7.25		7.75		(0.50)
6か月〃	8.00		8.50		(0.50)
9か月もの	8.75		9.25		(0.50)
1年および	10.75		11.25		(0.50)
1年超もの					
貯蓄預金					

普通預金	6.00	6.50	(0.50)
定期貯蓄			
1年もの	10.75	11.25	(0.50)
2年々	10.75	11.25	(0.50)
3年々	10.75	11.25	(0.50)

*すでに低水準のため据置かれた(ピーク時以降の通算低下幅6.0%)。

今回の措置は、10月下旬の公定歩合引下げ(51年11月号「要録」参照)後も物価が安定裡に推移している状況下、最近における国際金利水準の低下を考慮し、この際同国企業のコスト軽減を図り、併せて国際競争力を維持強化することをねらいとしたものと伝えられる。

◇マレーシア、原油の生産分与契約を締結

マレーシア政府および国営石油会社ペトロナスは、11月30日、外国石油会社2社(ShellおよびExxon……両社の現地法人<4社>が同国原油のすべてを生産)との間で生産分与(Production Sharing)契約を締結した。

(1) 契約内容の骨子

同国の石油生産に関し、従来のコンセッション(利権)方式から生産分与方式に切替え(注)、原油販売利益(原油販売総額から生産コスト<20%>およびペトロナスの連邦・州政府への支払い<10%>を差引いたもの)の配分比率をペトロナス70%、外国石油会社30%とする(従来外国石油会社は、原油販売利益の65%を利権料として政府に納付)。ただし、外国石油会社に対する所得税率は、これまでの50%から45%に引下げ(従って、外国石油会社の純利益取り分は17.5%から16.5%に低下)。

(注) 同国では、これまで採掘された原油はすべて外国石油会社に帰属していたが、今後はペトロナスと外国石油会社との間で上記比率により配分される形となる。

(2) 背景等

同国政府は、現行の第3次5ヵ年計画(51年8月号「要録」参照)を推進するにあたり巨額の資金を必要としていることから、石油収入の自国取り分増大等を目的とした「石油開発法」(74年7月制定)を制定し、外国石油会社との間で契約方式の変更や政府による経営参加(経営株制度の導入)につき交渉を続けてきたが、外国石油会社の強硬な反対にあって話し合いは難航していた。しかしながら、後者の経営参加問題が政府側の譲歩によって見送られ、利益配分比率についても両者の歩みよりがみられたことから、今般ようやく協定が成立した。

◇フィリピン、45品目の輸入関税率を引下げ

フィリピン政府は、12月5日、工業用原材料および生活用品45品目の輸入関税率引下げを発表した(77年1月4日以降実施の予定)。本措置に基づく主な品目の関税率は次のとおり。

	旧	新
	%	%
綿紡機(小売販売用を除く)	70	50
絹織物	100	70
繊維機械用ゴム部品	50	30
陶芸用白水晶	50	10
スポーツ用品	100	20
ピアノ等楽器類	100	20

同国では、台風(76年5～6月)や地震(同5月)による被害発生に伴う物価騰貴を抑制する見地から物価凍結令(対象は生活必需品9品目、5月)などの対処策を講じてきたが、騰勢がその後も強まる傾向にある(前年同期比、4～6月、CPI +6.6%、WPI +5.3%、7～8月、CPI +9.3%、WPI +6.3%)ため、今次措置により国内販売価格の引下げを図ったものとみられる。

◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切下げ

インド準備銀行は12月24日、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レートをこれまでの14.70ルピーから15.20ルピーへ3.3%(IMF方式)切下げる旨発表、即日実施した。

今回の措置は、前回の切上げ(9月29日)以降の英ポンド相場の堅調(9月29日～12月23日における対ドル・レート上昇率1.3%)に対応してとられたものとみられており、昨年9月英ポンド・リンク廃止(通貨バスケット方式採用)以来初めての切下げ。

◇スリランカ、ルピーの対英ポンド中心レートを切上げ

スリランカ中央銀行は10月27日、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レートをこれまでの14.42ルピーから13.9572ルピーへ3.3%(IMF方式、以下同様)切上げる旨発表、即日実施した。

今回の措置は、前回の切上げ(10月13日)以降の英ポンド相場下落(10月13日～同26日における対ドル・レート下落率3.2%)に対応してとられたものとみられており、本年5月24日の英ポンド・リンク廃止(通貨バスケット方式採用)以来通算11.8%の切上げとなっている。

◇イスラエル、為替レートを切下げ

イスラエル政府は、11月23日、同国通貨イスラエル・ポンドを主要国通貨に対して1.95%切下げる(IMF方式、

中心レート 8.56イスラエル・ポンド→8.73 イスラエル・ポンド)旨決定、翌日から実施した。切下げ後24日の為替レートは次のとおり。

T. T. 売り相場(仲値)	
イスラエル・ポンド	
1 米ドル	8.6934
1 英ポンド	14.3472
1 ドイツ・マルク	3.6129
1 スイス・フラン	3.5674

同国では、外国為替市場での投機を回避しつつ貿易収支の改善を図る見地から、1974年11月以降2年間に合計14回の小刻み切下げが実施されてきたが、依然輸出不振が続いていることから、さらに今次措置がとられたものとみられている。

◇豪州、為替レートの小刻み切上げを実施

豪州準備銀行は、11月29日の豪ドル大幅切下げ以後、為替協議会(註)の決定に従い数次にわたる豪ドルの小刻み切上げを実施した(12月24日までの通算切上げ率 6.5% <IMF方式>)。同準備銀行が発表した為替レート変更は次のとおり(1豪ドル当り)。

切上げ率	
<IMF方式>	
1.0105米ドル(12月6日)→1.0362米ドル(12月7日)	2.5%
1.0388 (10日)→1.0521 (13日)	1.3
1.0562 (17日)→1.0615 (20日)	0.5
1.0773 (23日)→1.0835 (24日)	0.6

なお、12月24日のレートを大幅切下げ前(11月26日)の水準と比較すると12.1%の切下げとなっている。

(注) 為替協議会……為替レートをより弾力的かつ裁量的に運営することを目的として11月29日の豪ドル切下げの際、新たに設けられた大蔵次官、準備銀行総裁、内閣官房長官の3人よりなる機関。

今回の一連の為替レート切上げ措置について、準備銀行は「外貨準備の増加等経済諸指標の動向を総合判断して決定したもの」と説明しているが、大幅切下げによる国内インフレ面への悪影響を緩和するねらいも含まれているものとみられている。

◇豪州、羊毛買支え価格を引上げ

豪州政府は11月30日、豪州羊毛公社(AWC)による羊毛の平均買支え価格をこれまでの234豪セント/kgから284豪セント/kgへ約21%引上げる旨発表、翌12月1日から実施した。同時に発表された種類別の買支え価格は次のとおり。

種類	旧	新	引上げ率
(梳毛原料)			
19ミクロン	291豪セント/kg	353豪セント/kg	21.3%
20 "	284	344	21.1
21 "	275	333	21.1
22 "	265	321	21.1
23 "	256	310	21.1
24 "	244	296	21.3
25 "	228	276	21.1
27 "	215	261	21.4
30 "	181	219	21.0
(紡毛原料)			
メリノ種	150	182	21.3
雑種	124	150	21.0

今回の措置は、羊毛の国際市況が豪州の減産傾向(76/77年度生産、前年度比-6.8%の見込み)や消費国(日本、欧州等)の買付け増加などから堅調裡に推移している(ロンドン市場価格の年初来11月29日までの上昇率44.3%)ことを背景に、11月29日の豪ドル大幅切下げに伴う外貨建羊毛輸出価格の下落をカバーするためにとられたものとみられる。

◇豪州、支払準備率を再引上げ

豪州準備銀行は12月21日、商業銀行の支払準備率を現行の6.0%から7.0%に引上げ、30日より実施することを決定した。

同行は、インフレ抑制の見地から11月16日に支払準備率を1%引上げ(5.0→6.0%)したが、これは、11月29日の為替レートの大幅切下げ実施後の外資流入によるマネーサプライ急増を抑制するためとられた措置とみられる。

◇ニュージーランド、為替レートを豪ドルに追随して切上げ

ニュージーランド準備銀行は、12月19日、豪ドルの切上げ調整に追随し、ニュージーランド・ドルを主要通貨に対し約2%切上げる(IMF方式、以下同様)旨発表し、翌20日から実施した。切上げ後の為替レートは次のとおり(1ニュージーランド・ドル当り)。

	切上げ前 (12月17日)	切上げ後 (12月20日)	切上げ率 %
米ドル	0.9168	0.9377	2.3
英ポンド	0.5496	0.55965	1.8
日本円	269.44	275.49	2.3

豪ドル 0.8680 0.88475 1.9

ニュージーランド・ドルは、11月29日の豪ドルの大幅切下げに追隨して同30日、豪ドルを除く主要通貨に対し約7%切下げられた(豪ドルに対しては13.0%の切上げ、51年12月号「要録」参照)が、今回の措置は、豪ドルが大幅切下げ後12月17日までに3.8%切上げられたことに追隨して実施されたものであるが、同時に国内インフレ対策面も配慮したものとみられる。

◇パプア・ニューギニア、為替レートを切下げ

パプア・ニューギニア政府は12月14日および29日の2回にわたり、同国通貨キナの対豪ドル・レートを計4.0%(IMF方式)切下げた。切下げ後の為替レートは次のとおり(1キナ当り)。

切下げ前	切下げ後	切下げ率
1.1812豪ドル	→1.1550豪ドル(12月14日)	<IMF方式> 2.2%
1.1550	→1.1335 (29日)	1.9

今回の措置は、キナが豪ドルにリンクしているため、12月に入ってからの豪ドルの切上げによってキナが豪ドルを除く主要通貨に対し実勢以上に切上った形となったことから、これを調整したものとみられる。

共産圏諸国

◇ソ連、1976年1～9月貿易実績を発表

ソ連外国貿易省は11月下旬、本年1～9月中の貿易実績を発表した。これによれば輸出は前年同期比+14.9%と好伸し、四半期別伸び率も年初来期を追い越しているのに対し、輸入は同+10.7%と伸び悩んだ。この結果、貿易収支赤字は15.4億ルーブルと前年同期(同20.7億ルーブル)比かなり縮小し、とくに7～9月には1年半ぶりに黒字(3.3億ルーブル)に転換した。地域別動向は次のとおり。

1. コメコン域内貿易

- (1) 輸出は、主力輸出品である原燃料の価格引上げが小幅(76年の値上げ率、原油8%)であったことに加え、昨年対ソ連大幅入超を記録した東ドイツ等が輸入を抑制したこともあって、前年同期比+7.6%(前年同+34.8%)の伸びにとどまった。
- (2) 輸入は、東欧諸国の農畜産物等の生産不振に伴う輸出余力の低下が響いて、前年同期比+5.7%(前年同+36.6%)の伸びにとどまった。とくに6月末の基礎食料品等の値上げ発表を契機に物不足の深刻化が伝えられるポーランドからの輸入落込みが目立った(7～

9月前年同期比-7.6%)。

- (3) この結果貿易収支は1～9月中3.2億ルーブルの黒字(前年同1.3億ルーブル)を計上した。

2. 対西側先進国貿易

- (1) 輸出は、西欧諸国向け原燃料の急増を主因に前年同期比+33.1%と前年(同-1.9%)とは様变りの伸長を示した。
- (2) 輸入は前年同期比+23.6%(前年同+57.9%)と伸び悩み、とくに7～9月には同+14.1%と4～6月(同+31.2%)に比べ低い伸びにとどまった。これは昨年後半以降輸入増大の主因であった穀物の入着がほぼピークを越した(3大穀物輸出国<米国、カナダ、豪州>からの輸入額、76年4～6月9.7億ルーブル、7～9月6.3億ルーブル)うえ、大宗を占める西欧諸国からの輸入(機械・鉄鋼が大部分)も一段落した(対EC9か国輸入、前年同期比、4～6月+4.8%、7～9月-7.5%)ことによるもの。
- (3) この結果、同貿易収支赤字額は1～9月中25.2億ルーブル(約33.4億ドル)と前年同期(23.7億ルーブル)比若干拡大したが、輸入が大幅鈍化をみた7～9月期の赤字額は2.8億ルーブルと、大幅に縮小した。

なお発展途上国との貿易は、往復では前年同期並みながら、輸出伸長(前年同期比+8.5%)、輸入不振

ソ連の貿易動向

(単位・百万ルーブル、カッコ内は前年同期比増減(-)率・%)

		1976年 1～9月	うち 1～3月	4～6月	7～9月
対 世 界	輸 出	20,180 (14.9)	6,021 (13.3)	7,236 (13.8)	6,924 (17.5)
	輸 入	21,723 (10.7)	7,106 (9.3)	8,022 (14.2)	6,595 (8.0)
	収支(△)じり <前年同期実績>	△1,543 <△2,065>	△1,085 <△1,186>	△786 <△668>	329 <△212>
対 コ メ コ ン 諸 国	輸 出	10,749 (7.6)	3,301 (5.6)	3,839 (7.8)	3,608 (9.4)
	輸 入	10,425 (5.7)	3,269 (6.1)	3,946 (7.4)	3,210 (3.3)
	収支(△)じり <前年同期実績>	324 < 125>	32 < 46>	△107 <△112>	398 < 190>
対 西 側 先 進 諸 国	輸 出	5,753 (33.1)	1,556 (28.4)	2,071 (47.9)	2,126 (24.3)
	輸 入	8,274 (23.6)	2,856 (24.7)	3,016 (31.2)	2,402 (14.1)
	収支(△)じり <前年同期実績>	△2,521 <△2,372>	△1,300 <△1,078>	△945 <△898>	△276 <△396>

(同-9.8%)から、出超幅は拡大した(4.6億ルーブル、前年同期0.2億ルーブル)。

ルーマニアの主要経済指標

(単位・前年比増加率・%)

	1974年 実績	1975年 同	1976年 計画	1977年 同
生産国民所得	12.3	9.8	10.5	11.3
鉱工業総生産	14.6	12.4	10.2	10.5
農業	1.5	2.5	15.0~26.6	1.9~13.6
投資	13.3	※16.6	19.4	16.7
工業労働生産性	7.1	7.1	8.5	9.2
1人当り実質所得	6.4	6.5	8.0~8.5	5.9~6.3
小売売上高	10.5	7.7	10.0	9.0
貿易	※※38.3	※※6.6	17.8	15.5

※印は国営部門向け、※※印は名目増加率。

◇ルーマニア、1977年経済計画を決定

ルーマニアの1977年経済計画は11月上旬、国民議会で承認された。本計画は、76年の同国経済が比較的順調であった(鉱工業生産1~10月前年同期比+11%強<計画同+10.2%>、穀物生産実績見込み前年比+31.4%<計画同+35.2%>)うえ、対西側先進国貿易収支も大幅に改善した(対OECD加盟国貿易収支赤字75年4.6億ドル、76年1~9月0.5億ドル)こともあって、成長率目標を前年計画に比べ若干引上げ、重化学工業化を引続き積極的に進めることとしている。新計画の概要は次のとおり。

- (1) 生産国民所得は、前年比+11.3%と76年計画(前年比+10.5%)を上回る伸びを設定(総額4,450億レイ、公定レートで約895億ドル)。
- (2) 鉱工業生産は、前年比+10.5%(前年計画同+10.2%)の伸びを計画。部門別には生産財生産が優先され、とくに機械製造(前年比+14%)、化学(同+13.2%)の高伸びが見込まれている。なお労働生産性は新規設備の大量稼働入りを主因に前年比+9.2%と前年計画(同+8.5%)を若干上回る計画。
- (3) 農業生産は、前年比+1.9~13.6%(前年計画同+15.0~26.6%)を予定。このうち穀物生産は好調だった前年に引続いて高めの目標を設定(21.2百万トン)しており、畜産品についても、需要増大に対処するため増産を計画(食肉2.5百万トン<前年計画比+8.8%>、卵61億個<同+4.4%>等)。
- (4) 投資は総額1,805億レイ(前年比+16.7%)を計画。このうち鉱工業部門には965億レイ(全体の53.5%)の投入を計画、510の工場建設(76年計画では300工場)を予定、農業部門には212億レイ(全体の11.7%)、運輸通信部門には162億レイ(同9.0%)が各々計画されている。
- (5) 国民生活面では、1人当り実質所得(前年比+5.9~6.3%)、小売売上高(同+9.0%)とも前年計画や当年の成長率目標と比較してやや低めの伸びを計画。
- (6) 貿易は前年比+15.5%と引続き国民所得成長率を上回る伸びを予定。

◇ベトナム、第2次5か年計画を決定

ベトナムは、南北統一後初めてベトナム労働党大会を開催(12月14~20日)し、第2次5か年計画(76~80年)を決定した。同計画では、年平均経済成長率を13~14%(工業部門は16~18%)と見込み、農業と軽工業とを優先的に発展させることとしている(同計画期間中の投資配分は農業30%、工業35%)。部門別の主要施策は次のとおり。

- (1) 農業部門では、①各地区の均衡発展、②大規模生産地区の設定、③専耕区域の建設を推進する。
- (2) 軽工業では、織物、皮革、布、紙、家庭用品、文房具など由来工業の発展に重点をおく。
- (3) 重化学工業では、機械の自力製造を柱とし、農業発展に資するため化学肥料の増産にも注力する。
- (4) 対外貿易面では、農産物、木材、鉱山資源の輸出を促進して近代技術の導入を図る。

◇ラオス、日本からの無償援助決まる

ラオス、日本両国政府は昨年12月9日、ピエンチャンで無償援助に関する交換公文に調印した。これにより日本政府は1977年3月末までに、3億円を限度としてラオスに対し、同国幹線道路の復旧作業に使用される建設機材(ブルドーザー、ダンプカー、給水車等)の援助を行うこととなった。

なお、ラオス向け無償援助は1968年から開始されているが(75年4月までの援助累計額は15件約35億円)、新政権成立(75年12月)後では本件が初ケースである。